資料１

研究設備等に関する
高圧ガス規制の緩和について

平成２６年１月

経済産業省商務流通保安グループ

高圧ガス保安法の概要

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動等を規制。

また、民間事業者等による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進。

（参考）高圧ガスの製造

①　高圧ガスでないガスを高圧ガスにすること

②　高圧ガスの圧力を更に上昇させること

③　高圧ガスを圧力の低い高圧ガスにすること

④　気体を高圧ガスである液化ガスにすること

⑤　液化ガスを気化させ高圧ガスにすること

⑥　高圧ガスを容器に充てんすること

高圧ガスを取り扱う者に係る規制区分

高圧ガスの製造量等により、許可、届出といった規制方法を区分。

例えば、製造については、１日の製造量が１００m3以上（※）であれば第1種製造者となり製造については許可の手続きが必要。※ガスが不活性ガス等でない場合の基準値

＜製造及び貯蔵の規制区分の例＞

取扱形態	手続き	法律上の分類	備　　考
製　造	許 可	第1種製造者（法5条1項）	高圧ガスの製造量（処理能力等）により分類
	届 出	第2種製造者（法5条2項）	
	不 要	―	
貯　蔵	許 可	第1種貯蔵所（法16条）	高圧ガスの貯蔵量に応じ分類
	届 出	第2種貯蔵所（法17条の2）	
	不 要	―	

今回の規制緩和要望への対応事例

＜研究設備等に関する高圧ガス規制の緩和＞

研究設備など個々の設備の高圧ガスの使用量が微小な設備については、研究開発を促進するため、許認可等の規制を緩和すべきではないか。

○ 第一種製造者が設備の変更工事を行う場合、都道府県の許可が必要。

○ しかし、一度、設備の変更許可を受けていれば、当該設備が独立し、かつ**製造量（処理量）が少ない**（一日あたり100m3未満）**場合の変更工事であれば**、都道府県知事による許可は不要で**届出のみの対応**としている。

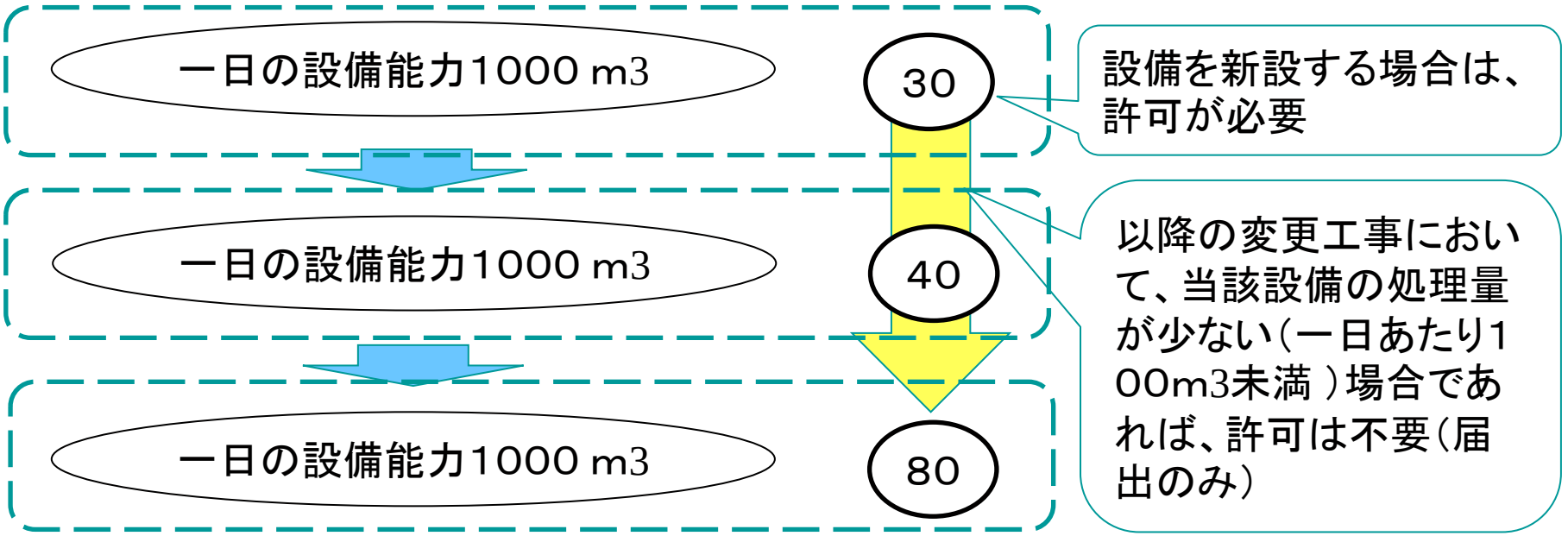

今後の対応方針

今後も、高圧ガスを取り扱う事業者の要望等を踏まえ、事故のリスクについても考慮しつつ、規制の見直しに関する検討は進めていく方針。

その結果、安全が確保できる要望については、規制の見直し等の対応を図る。

高圧ガスの事故の発生状況

参考1

高圧ガスについては、依然として、爆発や火災等による事故も発生。

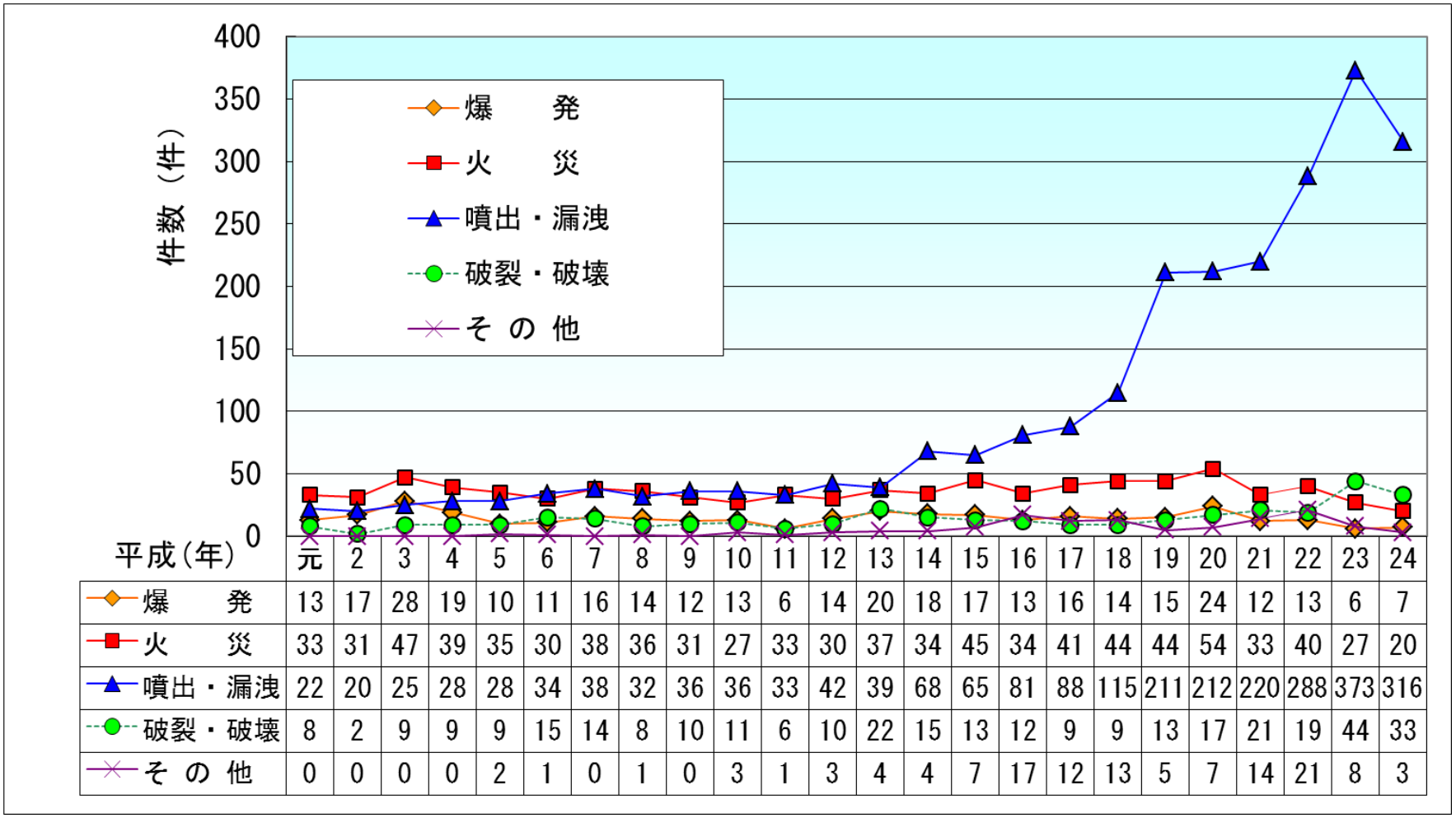

平成(年)	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
爆　　発	13	17	28	19	10	11	16	14	12	13	6	14	20	18	17	13	16	14	15	24	12	13	6	7
火　　災	33	31	47	39	35	30	38	36	31	27	33	30	37	34	45	34	41	44	44	54	33	40	27	20
噴出・漏洩	22	20	25	28	28	34	38	32	36	36	33	42	39	68	65	81	88	115	211	212	220	288	373	316
破裂・破壊	8	2	9	9	9	15	14	8	10	11	6	10	22	15	13	12	9	9	13	17	21	19	44	33
そ の 他	0	0	0	0	2	1	0	1	0	3	1	3	4	4	7	17	12	13	5	7	14	21	8	3

参考2

研究所等における高圧ガス事故の発生状況

研究所や大学等においても高圧ガスの事故は発生。

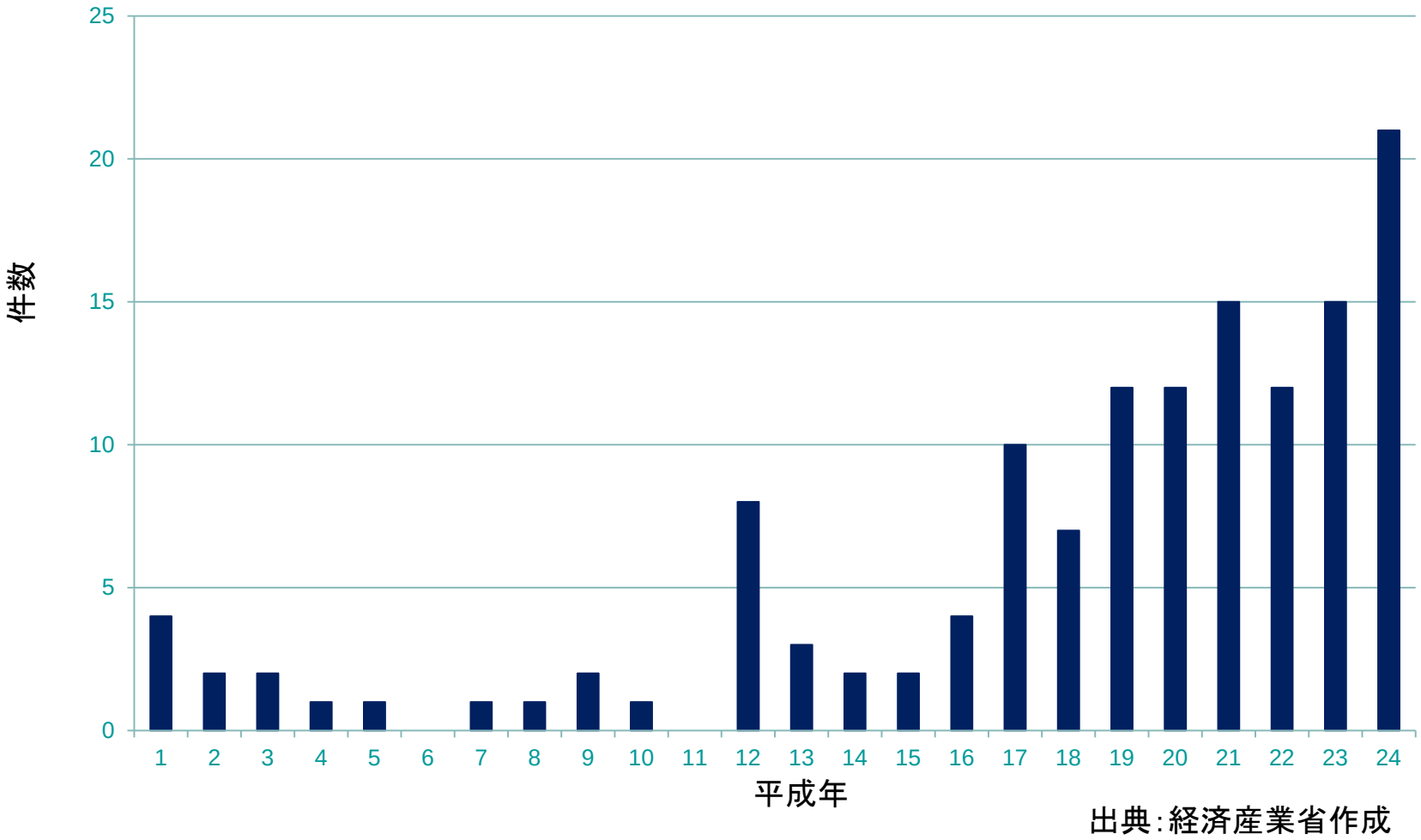

出典:経済産業省作成